

吉田議長	それでは再開いたします。 本日の執行部側からの最後５番目、平成２８年度美里町下水道事業開始貸借対照表についてに入ります。 まず総務課長。
伊勢総務課長	それでは協議事項５点目の説明員をご紹介します。 下水道課長、佐々木信幸でございます。
佐々木下水道課長	佐々木でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。
伊勢総務課長	下水道課主査、田村太市でございます。
田村主査	田村です。 よろしくお願いいたします。
伊勢総務課長	以上でございます。 よろしくお願いいたします。
吉田議長	説明は誰、課長。 下水道課長。
佐々木下水道課長	本日は貴重なお時間をいただきまして、どうもありがとうございます。 それでは平成２８年度美里町下水道事業開始貸借対照表についてご説明を申し上げます。 お配りしております資料１ページの上段、１貸借対照表の分類についてをまず、ご覧いただきたいと思います。 貸借対照表は企業の財政状況を明らかにするため、一定の時点において当該企業が保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書でございます。 作成時期により下記のとおり分類されます。 この下の表に四つの貸借対照表の説明を記載しております。 通常、水道事業や病院事業など町の公営企業が作成しておりますのは、上から三つ目の決算貸借対照表でございまして、年度末の３月３１日現在で作成し報告をしております。 下水道事業に関しましては、地方公営企業法の適用を開始いたしましたのが平成２８年度４月１日でございましたので、表の一番目でございます開始貸借対照表を本年４月１日現在で作成いたしました。 これは企業が開始するときだけに作成するものでございまして、今回限りのものでございます。次回からは他の公営企業と同様、３月３１日現在で

	作成することになります。 本年３月の議会に提出させていただきました美里町下水道事業会計の平成 28 年度当初予算の中では、予定開始貸借対照表として４月１日現在の予定額をお示ししておりました。 本日の資料の 6 ページ、7 ページに資料 2 として載せてございますが、これは平成 27 年度の決算の前に、その決算の見込みを立てて作成したものでございますので、その後に各勘定科目の数字は動いてございます。 また今回、初めての公営企業法の適用ということもありまして勘定科目の考え方の誤りですとか計上漏れなどもございまして、その後見直しを行っております。 美里町議会の 9 月会議の中で、平成 27 年度公共下水道事業特別会計及び平成 27 年度農業集落排水事業特別会計の決算認定に伴いまして、４月１日時点で下水道事業が開始する際に保有する事業財産の現在高が確定いたしましたので、先ほど申し上げました見直しの部分も含めましてこの度、平成 28 年度開始貸借対照表としてあらためて整理したものでございます。 それが本日の資料の 4 ページ、5 ページの資料 1、平成 28 年度美里町下水道事業開始貸借対照表でございます。 それでは資料の 1 ページの 2、各勘定科目の概要についてからは田村主査から説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。
吉田議長	それでは田村主査。
田村主査	それでは私のほうから各勘定科目の概要についてご説明をさせていただきます。 4 ページの開始貸借対照表をご覧くださいながらお聞きいただければと思います。
吉田議長	できるだけ大きい声でね。誤解を受けないように、皆さんに。
田村主査	それでは 4 ページ目をお願いいたします。 まず資産の部。固定資産、有形固定資産についてです。 有形固定資産の合計は約 160 億でございます。 有形固定資産の内訳といたしまして、処理場の用地、処理場の建物、下水道の管きょなどの構築物、処理に要する機械及び装置などを計上してございます。 無形固定資産につきましては施設利用権、これは宮城県で運営しております流域下水道の建設負担金。そして大崎市の敷玉処理場の建設負担金を

施設利用権として整理しております。その他、無形固定資産につきましては電算システムを計上しております。

投資その他資産につきましては、こちらは受益者負担金で平成 29 年度以降に徴収予定及び徴収猶予をしている金額になります。

こちら以上で固定資産合計が 168 億 1,100 万円となっております。

流動資産でございます。

現金、預金につきましては、4 月 1 日の時点ではゼロ円で行っていました。これは旧特別会計等から引継ぎする現金が 4 月 1 日時点で引継ぎされていなかったことにより 4 月 1 日でゼロとなっております。実際には 4 月の中旬に資金移動がされてございます。

未収金でございます。こちらは使用料、受益者負担金等の未収金のほか国保補助金、地方債の未収になっている部分がございます、4 億 8,600 万となっております。そこから使用料等の負債の貸倒れする見込みのある部分を引当てて計上してございます。

流動資産の合計につきましては 4 億 7,400 万でございます。

資産の合計、合わせまして 172 億 8,500 万となっております。

続きまして、負債の部でございます。

固定負債でございます。こちらは企業債のうち平成 29 年度以降に返済する元金残高でございます。

流動負債でございます。流動負債の企業債につきましては、平成 28 年度に償還する予定の企業債でございます。

未払金でございます。未払金 3 億 6,100 万円計上されてございますが、このうち 2 億円が平成 27 年度公共下水道事業特別会計決算において赤字になっておりましたので、その赤字の部分の補填を会計管理者口座の剰余資金の中で補填していただきましたので、その返済の部分の未払金で計上しております。

引当金でございます。引当金につきましては 6 月の賞与のうち前年度の同等対価相当額を計上してございます。

法定福利金引当金につきましても賞与の際、引かれます法定福利費の部分をあらかじめ引当てております。

その他流動負債 160 万でございます。こちらにつきましては、消費税及び地方消費税の納税見込み額を計上しております。

繰延収益でございます。

長期前受金でございますが、こちらは固定資産の財源となりました国庫補助金、県補助金、受益者負担金等を計上してございます。

収益化累計額につきましては、減価償却の割合に応じまして収益化しているところでございます。

繰延収益につきましては、合計で 90 億 9,100 万円となっております。

負債の合計が 164 億 6,800 万円になってございます。

資本の部でございます。

資本金につきましては 7 億 2,700 万円計上しております。こちらは開始の際、資本を整理するのが困難でありますので、その資産から負債として剰余金の金額を差し引いた額を計上してございます。

剰余金につきましては、資本剰余金として計上してございます。資本剰余金につきましては、固定資産のうち土地などの非償却資産の財源になったものを計上しております。

受贈資産評価額につきましては、一般会計から用地を所管替えした部分を受贈資産ということで評価し、こちらのほうに計上させていただいております。

その他、資本剰余金についてですが、7,690 万円。こちらについては、一般会計からの繰出金及び受益者負担金を計上してございます。

剰余金の合計につきましては 8,987 万 4,000 円でございます。

資本の合計でございます。資本の合計は 8 億 1,756 万 8,000 円でございます。

負債資本合計が 172 億 8,598 万 7,000 円というふうに整理させていただきました。

各勘定科目の概要については、簡単ですが以上でございます。

続きまして、予定貸借対照表との数字的な移動につきましては資料のほうに掲載させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

資料の 3 ページ目をお願いいたします。

3 番、平成 28 年度美里町下水道事業会計予算への影響についてで、減価償却費の補正、長期前受金戻入の補正、2 点、今年度の予算に影響がございます。

開始貸借対照表算定の際に、減価償却費の算定誤りがございました。それを修正するために 12 月補正予算で修正をさせていただければと思います。長期前受金戻入の補正につきましても減価償却費の補正と連動いたし

	ますので、併せて長期前受金戻入の補正をさせていただければと思います。 簡単ですが以上でございます。
吉田議長	ただいま、平成 28 年度美里町下水道事業開始貸借対照表の説明をしていただきました。 12 月会議の中にも、この議案が出てくるということでございますので、中身については議会でいいでしょうから、その前に何か確認しておきたいということがあれば。 橋本議員。
橋本議員	4 枚目見てください。4 枚目、貸借対照表。 (「4 ページ」の声あり) 4 です。 その上にある土地ですね。土地の 9,200 万というの、これは、農村集落排水の場所だけの土地ですか。要するに農村集落の浄化施設があるところ。鳴瀬川は違いますよね、あれは広域でやっているから。 (「9,200 万の内訳だね」の声あり) 農村集落排水の浄水場。
吉田議長	田村主査。
田村主査	内容につきましては農業集落排水施設の下水道処理場のほか公共下水道の下水ポンプ場、駅東の調整池の用地が含まれてございます。
吉田議長	橋本議員。
橋本議員	大きな表のその下、建物というの、農村集落排水の建物がなってくるのですか。 (「建物の中身だ」の声あり)
吉田議長	田村主査。
田村主査	農集処理場の処理場本体の駆体になります。
吉田議長	橋本議員。
橋本議員	そうしますと減価償却累計額が 7 億 3,700 万とあるんです。残っている残存価格というのは 15 億になっているのですが、単純計算でいくと、農村集落ができて 13 年ぐらいなるのですけれども、あと 25、6 年したら無価値という形になると考えていいですか。 (「残存価格が 1 円になるのに何年かかるか」の声) 評価額がゼロとなると考えていいのかということ。
吉田議長	1 円になるまでね。

	田村主査。
田村主査	処理場の建物は法定耐用年数が 50 年でございます。 平成 6 年供用開始した処理場の場合ですと、今現在で半分ですので、残り 28 年の償却期間がございます。企業法のルール上、5 パーセントは残存として見る格好になりますので、5 パーセントを確保した上で償却するというような格好でございます。
吉田議長	橋本議員。
橋本議員	5 パーセント。あと 20 年も 30 年、私、生きていられないけれども、あと 27、8 年で償却になるんだなということだけ聞きたかったのです。 もう一つあります。 次の構造物の 185 億円というのは、これは主に管きょですね。
吉田議長	田村主査。
田村主査	管きょとマンホールになります。
吉田議長	橋本議員。
橋本議員	そうすると今まで 185 億円で管きょとマンホールを作ってきたと。こういう考えでいいですね。 はい、わかりました。結構です。
吉田議長	ほかに。 田村主査。
田村主査	先ほど現金のところでゼロとお話させていただきましたが、現時点の現金の保有は約 1 億 7,700 万円保有してございます。 それと先ほど説明の中で資本の部の資本剰余金、受贈財産譲渡額を私、読み誤ってしまいまして、受贈資産評価額と誤って読んでしまいました。正解はこのとおり受贈財産評価額が正解でございますので、お詫び申し上げます。
佐々木副町長	ところで、どのくらいあれば下水道まわるのか、現金。
吉田議長	田村主査。
田村主査	現金がどのくらいあれば安心して下水道事業がまわせるかというところなのですが、まず負債の部の流動負債のところをご覧くださいと思います。 流動負債の中の企業債が 4 億 8,000 万円ございます。これは先ほどご説明したとおり、28 年度中に返済しなければならない元金でございます。企業といたしましては、その元金部分以上の現金がないと安心して運転でき

	ないというふうに言われております。 流動負債合計が 8 億 4,600 万円であるのに対しまして、4 ページ目の流動資産が 4 億 7,400 万円と。こちらの比率は流動比率と言うのですが、流動比率が約 50 パーセントということになっております。 一般企業の場合ですと流動比率 130 パーセント以上が健全な経営というようなふうに解説されてございますので当面、それを目指して現金の保有残高を増やしていければなというふうに考えてございます。
佐々木副町長	結局どのくらいになる、約 4 億円か。
田村主査	当面の目標としましては、4 億円を目指していきたいと思います。
吉田議長	よろしいですか。 (「はい」の声あり) 議案等にも出てくる部分がありますので、もし今日、聞き漏らしたというときには、その議案に沿った質疑をしてください。 執行部側からの 5 点については以上とさせていただきます。 暫時休憩いたします。
	休憩 14 : 48 再開 14 : 57
吉田議長	それでは再開をいたします。 本日の協議事項の 6 番目「議会だより編集についての申し合わせ」の一部改正についてということで、議会だより編集委員会の委員長から報告をしていただきます。 委員長。
前原委員長	座らせていただいていいですか。 (「はい」の声あり) それではホチキス止めの 2 ページ目を見ていただきたいと思います。現行と改正案、これでやりますので。 現在、行われている議会だよりの一番上の部分なのですが、その中に「また、関係する議員も編集作業に協力しなければならない」という文言の字句を改めまして「また、議員が提出した原稿、写真等は尊重するが、その取扱いについては編集委員会に一任する」ということを付け加えておきます。

	また、(2)「企業や団体が特定できるものを被写体とした写真の掲載は、特別の理由がない限り掲載しない」とございます。それにただし書きを付け加えまして「ただし、当該企業、団体等の確認を得たものは、この限りではない」と。了解を得たものはいいですよということです。 次、続きまして(7)「一般質問に利用する写真は原稿と併せて提出することを原則とする」と書いてあります。この中の、次のただし書きを取ります。取る部分が「ただし、編集委員会に依頼する場合は、希望する写真などを具体的に申し出る」これが、こう書いてあるのですけれども、いろんなパターンがあるのですが、この部分に関しましては上の「原則とする」を用いることにしたいなと思います。 それによって、1枚目のほうの申し合わせの(案)にする予定なのですから、この件について皆さんからご意見いただきたいと思います。
吉田議長	ただいま、編集委員会の委員長から今回の改正についての理由及びその場所等についてお話をいただきました。 実はこの件に至った経過というのが、議会だより、これは議会として発行しているものです。個人個人の議員さんが会報として発行しているものとはまた違います。 それで、前から決めていたのですけれども、人の写真とかそういった関係については当然、了解を得てということですずっと来たのですが、たまたま今回、建物とかその土地、これ公共物であれば何もないのでありますけれども、一般の土地及び建物というのが掲載してしまった部分があったということで、当事者の方からちょっと抗議というより、ま、注意してくださいということで、お話をいただいたという経過があります。 それで今後、なおさらそういうことも、人物像だけじゃなくて、やはり我々、議会で発行するものでありますから、そういった構造物、土地についても十分やっぱり配慮していかないと駄目だなというようなことがありましたので、それをまず皆さんにもご周知しながら今度の12月会議の編集委員会の作業からそれを対応させていくことにしたいということで、このような提案に至ったということです。 ですから、とにかくやはり相手の許可を得て、ここにも載っていますけれども、その相手方がいいですよということで許可を得たものについては何もなんら掲載することは構わないけれども、とにかくそういう行為をしないで載せてしまったということについてお叱りの言葉をいただいたとい

	うことがありますので、その点の反省も踏まえて、このようにしていきたいということです。 よろしいですね。何かありますか。 橋本議員、何ですか。
橋本議員	この2番目いきます。(2)。 これは従来から言われてきたことは、その被写体の宣伝になるようなことはしちゃんらないというのが、議会の中立性から問題だったんですよ。 だから被写体がどこどこの、こういうのありますから宣伝するのではなくして、何かの事情で写す場合には、河北新聞社記者だっていちいち被写体取るのに許可なんかもらいませんよ。ただ、個人の場合はある。個人情報保護があるから。 被写体の場合まで、あるいは看板があれば看板を隠し、削りながら被写体としては写せると思う。 ここまで何でしなくちゃいけないかと私は理由がわからないんです。 何でしなくちゃいけないんです。どういう法律に基づいて。
吉田議長	いや、どういう法律というよりも、橋本さんが常に主張している、やはり倫理とか法令遵守と同じだと思うんです。 相手に相談もしないで人の家を、例えば写真を載せられたということであれば当然、あれ、うちでこれ許可したかなと、誰か相談を受けたかなということにならないですか。 だから、それが・・・
橋本議員	固有のがわかるようなことだったらするべきでないです。 例えば、橋本商店という看板を掲げているところは(聴取不能)。それだなきゃ、ほかの新聞記者に聞いてみなさい。そういう制限があるかどうか。
吉田議長	いや、誰が見てもわかるという、そういう話を受けたのが議長、私です。そして、それからこういうことがあるので編集委員会で少し考えてみてくれというふうに指示をして、このように作ってもらったというのが順序ですから。 それで今回問題になったのは、はっきり申し上げまして橋本議員の写真です。 ですから、やはり昔は町有地であろうとも、今は個人企業の土地なので。それを堂々と議会だよりに掲載するという自体は、やはり許可を得て載せなければならないものであったというふうに私も反省しています。

	思いませんか。橋本議員はそうは思わないと。あくまで…
橋本議員	あの、このこういう…
吉田議長	それがさっき言っているように、橋本議員じゃなくても誰が見てもどこの場所だということがわかる写真なんです。
橋本議員	その宣伝するような材料にするなというのがこれ報道のルールなの。どこどこの店を宣伝するために写真を写しちゃ駄目だと。あるいは個人の場合には、個人情報があるからということ。 こういう建物があったということ載せただけで、何でどの法律に引っかかるのです。 ね、新聞記者に聞いてみて。それ聞いてみてから言って。
吉田議長	橋本議員の考え方は、そうすると、そういうふうに何も相手の許可を得なくても載せても構わないと。橋本議員の見解ということでしょうけれども、あくまで皆さんで、ここで確認すればいいことですから。
橋本議員	常識ある報道機関に聞いてみろって。 （「関係ないんだ、報道機関は」の声あり）
吉田議長	新聞に載せるのと議会としての広報として発行するものと一緒にされては、ちょっとそれもまた別物だと思いますので。 （「発行 責任者は議長だからね」の声あり） ですから、あくまで今後、同じようなことのないように皆さんで注意をしましょうということです。
橋本議員	南郷の悪い癖だ、それは。 副議長のなんだっけ、副議長、俺のほうでは一般質問出すとチェックして駄目なら全部こうしてやらせたもんだと。
吉田議長	南郷の悪い癖とかどうのこうのということじゃないので。 これは皆さんの、やはり常識的な見解をすればそのようになるんじゃないですか。 橋本さんがいかにそのように思っても…
橋本議員	それなら報道機関に聞いてみて、それがあんなら俺、撤回してもいい。
吉田議長	いいから。 私と橋本さんだけの話だけじゃないので。 じゃ、逆に今、いきさつ等々を話していますから、皆さんがこれに対して、あくまでこれ議会として決めて、ことなのです。
橋本議員	自分で自分の首を絞るようなことするなよ。

吉田議長	だから、そういうふうに、やはり相手方に不快な思いをさせるような記事を取り扱うと、記事というか写真をね。 橋本さんの一般質問についての写真ですので、買い受けた相手方は何も罪も何もないはずです。
橋本議員	ないです。俺、罪にしてない。
吉田議長	違う、それがそういうところで写真を使われたということについては、やっぱり当事者からすれば、ありがたいなという気持ちにはならないと思いますよ。 違いますか。
橋本議員	無償で受けて現在使っているのだから。 （「無償でない」の声あり） 無償でしょう、あれは。
吉田議長	それ、橋本さんの見解であって。 そういうことで私が今説明したとおり、今後みんなでそのようにしていくということであれば、このように改正をさせていただくということにしたいと思いますけれども。 橋本さん以外に、じゃ、反対意見ありますか、どうぞ。 （「ないです」の声あり） ということで… ちょっと静粛に。 再度、お聞きします。 ただいまの「議会だより編集についての申し合わせ」、委員長から案を出していただきました。このとおり12月広報からこのようにして取り組んでいくということで、ご異議ございませんね。 （「なし」の声あり） じゃ、そのようにさせていただきます。
前原委員長	ありがとうございます。
吉田議長	次に「議会議員の厚生年金の加入を求める意見書」ということについて、若干の説明をさせていただきます。 この件については、全国町村議長会及び県議長会のほうから、当然、全国の町村議長はすべて加入してあるのですけれども、その中から議員の年金についてやはり各議会でも意見書を出すべきだというようなこと、その団体のほうからきました。

そしてその前に、今までの議員年金にかかわる経過等についてちょっと若干、説明をしますけれども。

これについては当然、皆さんご案内のとおり平成 23 年 5 月には議員年金というのが廃止になりました。当然、この中にも数名の方が該当していた人がいたわけでありますけれども。その後、議員年金については、年金はないと。国民年金なり自分の加入している年金以外にはないという状況です。

そして、全国議長会及び県のほうでも、その後から年金についてはやはりその制度を作るべき、加入するべきだということで、23 年 7 月から毎年のように要望を取り上げながら、それを行ってまいりました。

そして今年の 11 月に東京で行われた全国議長大会においても、これについては、やはり要求していくべきだということで、とにかくできるように要望しているというのが現状であります。

その中で、今まで年金制度も変わってきましたけれども、自民党のほうで、やはり動きがありましてプロジェクトチームが作られたと。27 年 2 月でありますけれども、地方議員の年金のプロジェクトチームが設置されて、そしてその中で案を検討してきたというようなことがございます。

それで、前は議員年金ということで議員さん方及びそれぞれの町村から負担を求めてきたのですが、ただ今回、厚生年金に変わるといいますか、その中の制度の在職期間中は入らせてくださいと。町村長は当然あるのですけれども議員は今そういうことはない。そしてあと当然、町村議会だけじゃなくて市議会のほうでも全国レベルのそういう要望活動は行っているのですけれども。

ただ、町村議会及び市議会もそうですけれども、年金の中では退職一時金という、退職金は町長はあるのですけれども、それはないよという形での進め方を要求しているというようなことですので、その点の含みをお願いしたいというふうに思います。

あと、この年金をやはり行うべきだと至ったことについては当然、皆さんもとくにご案内とは思いますが、やはり今一番が議員になって実際として、ま、うちのほうでも議員報酬だの何だのということで検討を特別委員会でしていただきましたけれども、そういう報酬の問題がまず一つあったということもありますけれども、その後のやはり辞められた以降について、そういう制度上のある程度の保障といえますか、そういうことが

	なければ新しく議員を目指す人たちの、政治参加の人材確保についても、やはりそういう手立ては必要ではないかなというようなことが、前回の議長会のほうでは考えているというか、そういうことでも出しているということでございます。 あくまで今、自分たちがその身分にいるわけですけども、今後の議員さんのためにも、そういうことをやはりしていくべきだと私も思うので、ぜひとも皆さんでそれらについて検討をお願いしたいと思います。 なお、あと全国議長会で要望しているのが、議員にかかる関係で我々は4年に一回、選挙しなくちゃいけないんですね。それで町村議会議員は皆さん、経験者ですから、ポスターから宣車から全部自前で対応しなくちゃいけないと。ただ、市議会ではポスターとか何かは公費で出るんです。 ですから、そういう4年に一回のことだとはいえども、そういう若い、新しい人が、やはりそれにチャレンジして将来のそれぞれの地域での自治体で活躍をしてもらうということからすれば、そういう選挙関係のほうの手当てのほうも、やはり考えるべきじゃないですかということで、そういう関係についても全国議長会では要望活動をしています。 ただ、実現はしていませんけどもね。 ですから、そういうこともあるので今回、ぜひとも全国の町村、市議会は市議会ですけども、我々、町村でその中で意見書を出して全国議長会のみならず、やはり全体でこのような動きをしていますよということで一回あらわすという意味合いからでもお願いしたいということでもありますので、なおさら私もある将来のためには、そのようにするべきではないですかというふうに思いますので、どうぞ皆さんのご協力をお願いしたいなということですよ。 本当に触りの説明しかできませんけれども、あとは制度上の関係とかは皆さん、前にお渡ししていただきましたよね。実際、私のところにきているのも、皆さんに渡した資料しかないの、それ以上のことについては、ちょっと話しかねる部分もあるんですけども。 ま、そういうことでご理解をお願いしたいというふうに思います。 何かありますか。 もし、ま、答えられる範疇だけどもね。 千葉議員。
千葉議員	これは、こういうのがあるよという受け止め方で、特に我々に直接、何

	かを。
吉田議長	何かをというより、12 月議会、今度きます。それで意見書として 12 月議会の中で、まず可決をして提出をしてほしいということです。将来に向けて。意見書を出したからといって来年からすぐなりますよということではないので。 そういう活動を通して、将来のために、やはり備えたほうがいいんじゃないですかということです。 いいですか。 (「はい」の声あり) あとは当然、いつものとおり議会運営委員会の中で、もう一度、この件については正式にお出しして、ご相談をしながら 12 月議会に向けていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。 じゃ、次。
吉田事務局長	私のほうからは一応、2 点ほど連絡させていただきます。 本日、平成 29 年の新春のつどい、ご案内がきました。文書箱のほうに入れさせてもらっております。 来年の 1 月 13 日、こちら金曜日になります。午後 3 時からみどりの会館におきまして予定してございます。案内のほうをご覧くださいますと、中に出欠、あとは送迎バスの利用の有無が記載になっておりますので、そちらにつきまして 12 月 27 日まで事務局のほうに出欠と、あと送迎バスのご利用の部分についてご連絡をお願いしたいと思います。 2 点目は、今後の年内の特別委員会の開催の関係でございしますが、一応、日数もないことから事前にご連絡させていただきたいと思います。 特別委員会は 12 月 26 日、10 時を予定しております。現在のところ、内容につきましては議会報告会の取りまとめになるかと思います。 こちらに関連いたしまして運営小委員会が 12 月 21 日、9 時半を予定しております。21 日の運営小委員会を持ちまして、当日配付の資料、あと開催の通知のほうを 21 日以降に通知等させていただきますので、この間、ちょっと日数がございますが、郵送になるかと思いますが、21 日、運営小委員会を持ちまして開催通知、資料のほうを配付させていただきます。 私のほうからは以上、2 点です。
吉田議長	あと、前からお話していましたが、今度の議会終了後の 13、14、15 と議会の予定です。そして 15 日の夜に例年どおり議会の忘年会を開催

	すると皆さんにご連絡はしていました。 櫻井功紀さんが欠席。それ以外の方、全員参加ということの予定でありますので、変わりないですよ。いいですね。 それで、そのときの会費なのでありますけれども、実は議員の積み立てが今、底を尽きそうな状況なので、そして今後、今言われた新春のつどいの関係も出てきますので、それで大変、議員の皆さんに恐縮なのですが、予定される金額を現金で頂きたいと、忘年会については。積み立てを使わないということにしたいと思っています。 それで基本的な金額1万5,000円くらい。あとは恐らく2次会等の絡みもあると思いますので1万8,000円。あまり多く集めても困るし、もし万が一、内輪で終わった場合はお返ししますので1万8,000円、一人。 13日、議会初日にいただきたいと思いますので13日に1万8,000円をご持参ください。事務局でいいですから。 （「確認したら」の声あり） いや、橋本さんは行くんだから、大丈夫。
橋本議員	行かない。 金あったらカンパしたほうがいい。
吉田議長	待って、待って。 いや、今までは橋本さんも参加するという話だったから。
吉田事務局長	キャンセル料が発生します。20日切っていますから。書いてありますから、あれに。 ただ、確認します。最終的にいくらなるか。 （「会場はどこなの」の声あり）
吉田議長	大観荘です。 最終確認。 のっぴきならない事態が発生すればしょうがないけど、とにかく櫻井議員さんは前から欠席だという話は受けていましたので。 橋本議員も今日、欠席と。 もし、キャンセル料が発生するとき… （「ご負担ください」の声あり） その分だけ。 いや、前には皆、櫻井議員さん以外は全員オーケーという話だったので。行きましょう。

橋本議員	聞いてない。
吉田議長	聞いてないって… 連絡はみんな、していますからね。ま、聞いてないと言われれば、聞こえなかったのかもしれないけども。 皆、それぞれ全議員さんには連絡していたはずですので。 （「常任委員会のとき確認して行くと」の声あり） 行くと言っていたのだからね。 ちょっと確認してもらって、キャンセル料やはりこれ発生しますとなったときには、まずご負担もらわなければならないということでご理解をお願いしたいと思います。 （「お願いします」の声あり）
吉田事務局長	取りあえず開始時間を６時半とさせていただきます、あと状況によって調整させていただきますので。
吉田議長	よろしいですね。 （「はい」の声あり） あと何か皆さんから。こちらからは以上だから。 よろしいですね。 （「はい」の声あり） 副議長。
平吹副議長	今日は朝から大変ご苦労さまでございました。 昨日、県あるいは国土交通省への要望会ということで11人出席して、やはり108号線につきましては道明ですか、あの右折レーンにつきましては早速、そのような方針に入るというふうなことでございましたし、遠田橋から108号線、いわゆる鹿島台高清水線のバイパス、これも来年度から一部、用地買収に入るといような前向きな答えがきました。 そういうことで、今後とも要望会としましてこれから進めてまいりたいと思っておりますので、その辺を各議員にお願いしたいと思います。 これから定例会議が近づいていますので、体調管理、十二分に注意して毎日を過ごしていただきたいと思いますと思っております。 以上でございます。 大変ご苦労さまでした。
	閉会 15：25

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年12月6日

議長